

1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（警戒レベル）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域

④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

地域（警戒レベル）	一例
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定に収まっている
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加又は感染経路不明の例が続発（直近1週間）又は感染集団（クラスター）の発生

2. 地域（警戒レベル）に応じた対応

地域（警戒レベル）	県民の方	県外の方	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
【A～C共通】 新しい生活様式等 （別紙）	○「三つの密」（密閉、 密集、密接）を避けるなどの対策を徹底 ○県をまたぐ移動は別紙	○5月末までは一律の来県自粛 ○6月1日からは埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道からの移動は慎重な対応を要請	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底

(A) 感染未確認地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○実施（別紙）	○開館
(B) 新規感染者が限定的な地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○状況に応じ、実施（屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含む）	○状況に応じ、開館（入場制限などの利用制限）
(C) 感染状況が厳しい地域	○できる限り、外出自粛	—	○原則、中止又は延期	○原則、閉館、利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

※4 市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

3. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

4. その他

- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

5. 適用

令和2年5月15日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年5月26日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。